



令和5年7月27日

報道関係者 各位

市川市 経済観光部長 根本 泰雄

## 「貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金 第2弾」給付事業について

標記の事業につきまして、以下の内容にて、8月1日（火）から申請受付を開始いたします。

### 記

#### 1. 事業目的

燃油価格の高騰の影響を受けた貨物自動車運送事業者の事業継続への負担軽減を図り、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を支えるため、貨物自動車運送事業に用いる燃料費の一部を補助するもの。

#### 2. 事業概要

##### (1) 給付額

事業用自動車の種別	給付額
一般/特定貨物自動車 (普通・小型(二輪以外)・大型特殊)	1台あたり 2万6千円
貨物軽自動車 (軽自動車・小型(二輪のみ))	1台あたり 6千円

※ 1事業者あたりの上限額は200万円

##### (2) 給付対象者(主な要件)

令和5年5月31日時点で市内に営業所を有する貨物運送事業者

令和4年9月1日から令和5年3月31日までに使用した事業用貨物自動車

##### (3) 申請受付期間

令和5年8月1日（火）から9月30日（土）まで

##### (4) 市公式Webサイト

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/kamotsushien.html>



以上

(問い合わせ) 経済観光部 商工業振興課長 今井 高太郎 TEL 047-711-3691